

議案第123号

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

上記の議案を提出する。

平成30年 6月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、福岡県後期高齢者医療広域連合の構成団体である筑紫郡那珂川町の市制施行に伴い、当該広域連合の規約の一部変更に関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものである。

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更することについて、関係市町村と協議する。

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

福岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年 3月27日18地第6713号許可）の一部を次のように改正する。

別表第2の6の項中「筑紫郡那珂川町」を「那珂川市」に改める。

附 則

この規約は、平成30年10月1日から施行する。